

令和2年度第4回あんジョイプラン9策定委員会の意見照会結果

章	章番号	意見内容	市の対応
1	4章	4 施策1-3 家族介護者に対する支援 施策の方向について 文章修正の提案 ・1行目 前：民生委員やケアマネジャーへ周知させることにより 後：民生委員とケアマネジャーが連携して周知させることにより ・4行目 前：ケアマネジャーと連携して周知を図ります。 後：民生委員及びケアマネジャーと連携して周知を図ります。 在宅ねたりき高齢者等介護人手当事業について、現在民生委員は受給資格決定通知が届いてから知る場合が多いため、その度にケアマネジャーと連携することで、他の支援につながる場合があると思います。	ご提案を受け、あんジョイプラン9原案を修正させていただきます。修正後の文章は以下のとおりです。なお、1行目の文案についてはご提案内容から若干変更を加えております。 助成・手当の申請については、民生委員及びケアマネジャーと連携して周知することにより、申請漏れの防止を図るとともに、民生委員等により申請方法を含めた事業内容の周知を行います。 介護者のつどいについては、男性介護者や育児中の介護者等より多くの家族介護者が参加できるよう民生委員及びケアマネジャーと連携して周知を図ります。
2	4章	4 個別事業2-3-1 老人クラブへの支援について 次回、あんジョイプラン10の見直し時に、老人クラブの名称をシニアクラブ（またはシルバークラブなど）へと変更を提案したいと思っております。ネーミングにより、老人クラブの参加促進に繋がると思っております。	老人クラブの名称については市に決定権はございませんので、老人クラブにご提案を伝えさせていただきます。 なお、安城市老人クラブ連合会には「安城市きらめきクラブ」という愛称がございます。
3	4章	4 個別事業2-4-12 緊急通報装置設置事業について 事業名欄の余白などに、「24時間体制」と追記。丁寧で安心できると思っております。	事業の対象者となる要件等、詳細についてはパンフレット等に記載することにより市民への周知を図りますので、計画書への記載は現行のとおりとさせていただきます。
4	-	高齢者福祉の一端を担っている介護支援専門員において、地域に住んでいる要支援・要介護の福祉の現状や、計画を把握したうえでアセスメント、ケアプランを立てることの重要性を感じた。 あんジョイプランがあることは知っていたが、委員をさせていただき、策定の一端を担うことで、福祉の現状と方向性を学ぶことができた。限られた財源で、要支援・要介護認定者の自立支援をサポートしていくには、介護保険制度のみならず、市の福祉施策やサービスを把握し、トータル的にマネジメントすることで、要支援・要介護認定者が地域の中で暮らし続けていけると思う。 これであんジョイプラン9は完成になるが、個々の介護支援専門員のマネジメントに活かすことが重要なので、本来であれば自主的にあんジョイプランを学ぶ努力が必要だと思うが、日々の業務に追われ、視野が狭くなっていることが予測されるので、ケアマネットなどの定例会を通して市の事業計画を周知していただきたいです。よろしくお願いいたします。	介護支援専門員（ケアマネジャー）の皆さまへの事業計画の周知・説明等に関しては、前向きに検討させていただきます。ご提案ありがとうございます。